

滋賀県看護職員修学資金貸付金および県立看護師等養成所授業料資金貸付金について

1 現行制度の概要

(1) 滋賀県看護職員修学資金貸付金 (昭和 3 8 年度 ~)

貸与対象者	貸与額 (月額)	返還免除要件
養成施設に在学している者で、卒業後県内の特定施設 (200 床未満の病院等) において業務に従事する意思を有する者	保健師課程	卒業後 1 年以内に免許を取得し、直ちに特定施設において引き続き 5 年間業務に従事すること。 <一部免除> 特定施設において引き続き業務従事期間が貸与を受けた期間に相当する期間となること。
	助産師課程	
	看護師課程	
	国公立 32,000 円 その他 36,000 円	
	准看護師課程	
	国公立 15,000 円 その他 21,000 円	

(2) 県立看護師等養成所授業料資金貸付金 (昭和 5 2 年度 ~)

貸与対象者	貸与額 (月額)	返還免除要件
県立総合保健専門学校および県立看護専門学校に修学し、卒業後県内において看護または歯科衛生の業務に従事しようとする者	22,050 円	卒業後 1 年以内に免許を取得し、直ちに県内の医療機関等において引き続き貸与を受けた期間に相当する期間業務に従事すること。

(3) 過去 3 年間の貸付実績

(単位 : 円、人)

資 金 名	平 21		平 22		平 23	
	貸付額	人数	貸付額	人数	貸付額	人数
滋賀県看護職員修学資金	80,301,000	202	80,178,000	200	83,334,000	208
県立看護師等養成所授業料資金	93,403,800	356	97,240,500	369	100,944,900	381
合 計	173,704,800	558	177,418,500	569	184,278,900	589

2 過去3年間の収入未済および収納率の推移

(単位：円、人、%)

資 金 名	年度	収入未済		収 納 率		
		金 額	滞納者数	現年	繰越	合計
滋賀県看護職員修学資金	平 21	4,266,550		98.8	28.5	93.1
	平 22	4,619,150		98.1	18.8	92.8
	平 23	4,094,600		98.6	30.1	93.9
県立看護師等養成所授業料 資金	平 21	1,762,300		98.3	8.7	89.3
	平 22	2,253,150		96.2	11.7	88.9
	平 23	2,580,250		96.8	13.5	88.4
延滞金	平 21	4,563,393		26.7	4.2	6.4
	平 22	5,026,000		22.2	2.5	5.2
	平 23	5,800,264		18.0	3.3	6.0
合 計	平 21	10,592,243	32	98.2	15.9	87.2
	平 22	11,898,300	37	96.9	10.6	86.7
	平 23	12,475,114	41	97.1	15.6	87.0

3 未収金発生のパターンおよび今後の増減見込み

滞納者の未納理由としては、未就業等による生活困窮の申し出が多い状況である。

当該貸付金については、県内の看護職員を確保するため、平成23年度においても589人に貸付を行っており、過去の収納率から一定の滞納者が見込まれるが、「税外未収金対策にかかるガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、自主納付、強制徴収、債権整理の手続きを進め、未収金の縮減をめざして、より一層適正な債権管理に努める。

4 未収金対策への取り組み状況

未収金への対応については、これまでから文書、電話による督促をはじめ、督促に応じない場合には、個別訪問を実施するなど、早期の返還に向けた指導を実施している。

また、今年度からは、ガイドラインに基づき、自主納付の見込みがない滞納者の債権を財政課と共同管理することにより、法的措置を前提とした未収金対策に取り組んでおり、滞納者から分納の申し出があるなど、未収金の縮減が図られている。

5 滞納者への訴訟の見込み

当該貸付金については、自主納付が見込めない滞納者の発生も一定見込まれるが、こうした未収金の解消には、法的措置を前提とした共同管理が効果的・効率的であることから、今後も、自主納付が見込めなくなった滞納者については、ガイドラインに基づき、速やかに財政課との共同管理に移行し、法的措置を前提とした対応を実施する。